

稚内労働基準監督署からのお知らせ（令和8年2月）

1 労働災害発生状況 ~ 1月の労働災害件数は、過去3年と同数の3件 ~

令和8年1月に確認した労働災害件数は3件でした（うち、休業1か月以上は2件）。令和7年の労働災害件数（速報値）は1月末時点98件（前年比-2件）、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと97件（前年比+10件）であり、令和7年12月末時点と変わりありません。令和8年の労働災害件数は1月末時点3件（前年比±0件）で、令和5～7年と同数でした。うち2件が積雪による凍結した路面で転倒したものであり、引き続き転倒防止のための注意が必要です。

道内各地で、除雪作業中の墜落災害・重機による挟まれ災害が多発しています。また、今年1月には道内で、凍結した道路を車で走行中、対向車線にはみ出し電柱に衝突した死亡災害が発生しました。令和7年は道内で1～3月の間に交通労働災害により6名の方が亡くなっています。当署管内においては広域で移動するが多く、風も強いため、視界不良やスリップによる交通事故にも注意が必要です。

注意喚起のため、北海道労働局では「北海道冬季ゼロ災運動」を展開中です。具体的な取組は下記をご参照ください。

2 労働災害事例（括弧内は年齢性別、休業見込期間）※抜粋

【製造業】

・出勤時、会社の玄関に入ったところ、靴の裏が雪でぬれていたため滑って転倒し、左手首を骨折したもの。（70代女性、休業1か月）

【清掃業】

・翌日の作業の準備中、トラックの荷台に積んだ荷を確認していたところ、高さ約1mの荷台から転落し、ヘルメットは着用していたが頭蓋骨にひびが入ったもの。（60代男性、休業5日間）

【社会福祉施設】

・訪問介護先で、介護作業終了後に屋外の階段を下りていたところ、積雪で足を滑らせ転倒し、右手首を骨折したもの。（60代女性、休業2か月）

○「第2回 化学物質管理強調月間」を展開中です。（令和8年2月1日～2月28日）

化学物質の自律的管理を主目的とする法令改正が、令和6年4月1日に全面施行されました。厚生労働省では、化学物質の自律的管理の周知、定着を図り、飲食業・宿泊業を例に、すぐ実践できる具体的な行動様式を共有するため、「第2回化学物質管理強調月間実施要綱」に基づき、令和8年2月1日から2月28日までを「化学物質管理強調月間」として

「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

をスローガンとした全国一斉の活動を行います。同活動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

稚内署では化学物質管理説明会を以下の日時でオンライン開催します。詳細は当署へお問い合わせください。

日時：令和8年2月19日（木）午後1時30分～

場所：ZOOMによるオンライン開催

○【全業種】「北海道冬季ゼロ災運動」を展開中です。（令和7年12月1日～令和8年3月31日）

冬季の北海道では、路面凍結による転倒、自動車のスリップや吹雪等の視界不良による交通事故、除雪作業に伴う墜落と重機との接触、屋内での内燃式発電機の使用による一酸化中毒等の冬季特有の労働災害が多く発生しています。

「北海道冬季ゼロ災運動」は、これらの労働災害を防止するため、事業者と労働者が一丸となって取組を行う具体的な事項を提唱し、冬季ゼロ災の実現を目指すもので、本件取組について特段のご理解とご協力をお願いします。

同運動の詳細につきましては下記二次元コードをご参照ください。

先月の労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付状況

製造業	1 件
建設業	件
道路貨物運送業	件
林業	件
その他の事業	2 件（清掃業1、社会福祉施設1）
計	3 件



第2回化学物質管理強調月間

北海道冬季ゼロ災運動

※労働災害の発生月と労働者死傷病報告の提出月は異なる場合があります。

※紹介している労働災害事例は確認された労働災害の一例です。

「Safeコンソーシアム」の加盟企業名を稚内署に掲示しています！

Safeコンソーシアムに加盟の企業名を稚内署内に掲示しています。

加盟後は、稚内労働基準監督署までご連絡ください。（0162-73-0777）

